**出張メンズエステ業務委託契約書**

　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する出張メンズエステの業務委託に関し、ここに以下のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（契約の目的）

　甲は乙に対し、出張メンズエステに関する業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

２ 本件業務は以下の各号で定める業務から構成される。

1. 甲の顧客に対する、甲または顧客の指定する場所（以下「本件施設」という。）に出張してのエステティック・マッサージ業務

３ 甲が乙に本件業務を委託するにあたり、出張先の地域は下記のとおりとする。

　東京都（○○区、○○区、○○区）

第２条（前提条件）

　本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲乙間でなされた本契約の内容とが相違する内容は、原則として本契約が優先するものとする。

３　乙は、本件業務を善良な管理者の注意をもって遂行する。また、乙は、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行ってはならない。

第３条（管理責任、安全責任）

２　乙が、本件業務の遂行にあたって、本件施設内及びそれに付帯する設備・備品などを毀損した場合には、乙は、責任をもって修繕または賠償をするものとする。

３　乙は、本件業務を遂行するにあたって、甲の顧客の生命、身体または財産に損害が生じ、損害賠償等の請求が生じた場合には、甲に対しその旨を直ちに通知し、問題の解決に努めるものとする。

５　乙は、本件業務を遂行するにあたって、顧客の建物・寝具等の設備・備品を壊したり汚した場合、甲は責任を負わない。

第４条（費用負担）

　甲が用品・消耗品を提供する場合、乙は当該材料を無償で使用できる。

２　甲が乙に対し、ユニフォームを無償で貸与する。

３　交通費は甲が乙に支払う報酬に含めて計算されているものとする。

第５条（名称等の使用、代金の受領）

甲の顧客が支払う本件業務の対価については、乙が当該顧客から直接受領し、業務終了時に甲に代金を手渡す。

第６条（委託料）

　甲は乙に対し、本件業務の委託料として、以下の各号に定める金額を支払う。

1. 出張エステ業務：甲の顧客から受領した本件業務の対価の○○％（消費税別途加算）

３　甲は乙に対し、本条第１項に定める委託料を当日に手渡し又は銀行振込で支払う。

第９条（守秘義務）

　乙は、甲が秘密と指定した情報を、甲の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、甲から委託されての本件業務の遂行以外の活動に利用しない。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１０条（個人情報・顧客情報の取扱い）

　乙は、取引関係を通じて知り得た甲に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、正確かつ安全に取り扱うものとする。

３　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１１条（禁止事項）

　乙は、本契約で定める禁止事項の他、以下の各号に定める行為をしてはいけない。

1. 甲の顧客に対して本契約に基づかずに本件業務と同一または類似する業務をする行為。
2. 甲の顧客と直接連絡をとる行為、連絡先を交換する行為。
3. 甲の顧客に本契約で定められていない商品の販売や別のサービスの勧誘をする行為。
4. 甲の顧客に対する風俗行為、顧客との性行為。
5. 甲の顧客と本件業務以外で会う行為。
6. 甲に対する誹謗中傷。

第１２条（損害賠償等）

　乙が本契約に違反し、これにより甲が損害を被った場合には、乙は甲に対して、甲が被った損害を賠償する責任を負う。

４　甲は、乙が以下の各号に定めるいずれかの不当な行為を行った場合には、その行為が原因で被った損害金額に加えて金１００万円を違約金として乙に請求することができ、当該請求があった場合、乙は当該違約金を甲に支払うものとする。

1. 第９条、第１０条または第１１条に違反する行為。
2. 前各号の他、甲に対して不当または不正である行為。

５　本条の規定は本契約終了後も有効とする。

第１４条（有効期間）

　本契約の有効期間は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに両者のいずれよりも反対の意思表示がないときは、本契約は更に満１年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

３　乙は、１か月間以上の予告期間をもって甲に通知の上、本契約を終了させることができるものとする。乙は当該手続きを経ることで、本契約終了に関する甲からの損害賠償の請求を免れるものとする。

第１７条（反社会的勢力の排除）

　甲及び乙は、自己又は自己の役員が反社会的勢力に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

1. 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
2. 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること。

２　甲及び乙は、相手方が本条第１項各号の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

４　本条の規定は、本契約の終了後も存続する。

第１８条（協議）

　本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙間で誠意を持って協議しこれを解決するものとする。

第１９条（準拠法、管轄）

　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所もって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**出張メンズエステ業務委託個別契約**

第１条（個別契約の目的）

　基本契約第１条第２項第１号に定める甲の顧客（以下「本件顧客」という。）は、下記に定めるとおりとする。

記

甲が集客をした顧客

２　基本契約第１条第２項第１号に定める本件施設は、下記に定めるとおりとする。

記

顧客が指定したホテル等

第２条（業務遂行期間）

　第１条に定める業務の遂行期間は　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

第３条（規定のない事項の取扱い）

　本件個別契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、全て基本契約の規定によるものとする。

　本件個別契約成立の証として本書を２通作成し、甲乙各自が署名または記名押印のうえ、それぞれその１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　（甲）

　　　（乙）